

安全の手引き

令和6年1月

在モルディブ日本国大使館

Embassy of Japan in Maldives
5th and 8th Floor、 Aagé Building、
12 Boduthakkurufaanu Magu、
Henveiru、 Malé、 20094
電話+960-330-0087、 F A X +960-330-0065

在モルディブ日本国大使館 <http://www.mv.emb-japan.go.jp/>
外務省海外安全ホームページ <http://www.anzen.mofa.go.jp/>

目次

| | | |
|------------|-------------------------|-----------|
| I | はじめに | 3 |
| II | 防犯等の手引き | 4 |
| 1 | 防犯の基本的な心構え | 4 |
| 2 | 当地における最近の犯罪発生状況 | 4 |
| 3 | 防犯のための具体的注意事項 | 5 |
| 4 | テロ・誘拐対策 | 7 |
| 5 | 違法薬物等に対する警戒 | 8 |
| 6 | 交通事情と事故対策 | 8 |
| 7 | 水難事故 | 9 |
| 8 | 緊急時に役立つ簡単な現地語 | 9 |
| III | 在留邦人用緊急事態対処マニュアル | 10 |
| 1 | 平素の心構え・準備 | 10 |
| 2 | 緊急時の行動 | 11 |
| IV | 資料 | |
| 1 | 緊急事態に備えてのチェックリスト | 13 |
| 2 | 緊急時連絡先リスト | 14 |

I はじめに

モルディブで生活されている在留邦人の皆様にとって、事件や事故に巻き込まれることなく、安全に生活を送ることのできる基盤造りは大変重要です。

この基盤造りの一助として、在留邦人の皆様が遭遇するかもしれない事件や事故に対する具体的な心構えや注意事項を記した「安全の手引き」を作成しました。

この手引きが、当国で生活される在留邦人の皆様の一助になれば幸いです。

●「在留届」及び「たびレジ」の登録

外国に住所又は居所を定めて3か月以上滞在する日本人は、「在留届」を提出することが法律で義務付けられています。以下のリンク先から速やかなご提出をお願いします。

<https://www.ezairyu.mofa.go.jp/RRnet/index.html>

なお、旅行等で他国に3か月未満の滞在をされる場合には、「たびレジ」へのご登録をお願いします。

<https://www.ezairyu.mofa.go.jp/tabireg/index.html>

●下記のリンク「海外安全 虎の巻」及び「大使館・総領事館ができること・できないこと」には事件や事故の際に、当館ができることについて記載してありますので、併せてご一読下さい。

(海外安全 虎の巻)

<https://www.anzen.mofa.go.jp/pamph/pdf/toranomaki.pdf>

(大使館・総領事館ができること・できないこと)

<https://www.anzen.mofa.go.jp/pamph/pdf/dekiru-koto.pdf>

Ⅱ 防犯等の手引き

海外生活における安全のための三原則

「目立たない」、「行動を予知されない」、「用心を怠らない」

1 防犯の基本的な心構え

あらかじめ対策を講ずることにより、被害者となる確率を低くすることができます。具体的には、以下に留意して下さい。

- (1) 何よりも「自分と自分の家族の安全は自分たち全員で守る」との心構え（家族全員で安全意識を高める）が基本であることを忘れない。
- (2) 「予防」こそが最良の危機管理。そのための努力を怠らない。
- (3) 現地の文化、習慣や社会的価値観に十分に配慮しつつ行動する。
- (4) 住居の安全対策が、生活面での安全対策の基盤であることを意識する。
- (5) 治安情勢等に関する情報を日頃から入手できるようなネットワーク作りを心がける。
- (6) 犯罪者が狙いやすい住居の外周、玄関ドア、窓など、住まいや身の回りを常時点検し、危険と思われる箇所は改善する。

2 当地における最近の犯罪発生状況

(1) 治安情勢

首都マレ市及び住民島では、全般的に大きな問題はありませんが、政情の変化に注意を払う必要があります。犯罪集団（ギャング）、違法薬物の蔓延、イスラム過激思想の流入の3つが治安上の課題とされています。リゾート島では一般的に治安は安定していますが、スリや置き引き等の一般犯罪に対する一定の注意は必要です。

(2) テロ情勢

モルディブでは、国内のテロ対策が大きく前進し、政府や警察がテロや過激主義事案の防止措置を効果的に取り組んだ結果、過激主義関連事案の発生は減少しています。

一方で、穏健なイスラム国家に住む一般市民に混じって、イスラム過激主義者が存在していることが指摘されていますので、引き続きテロに対する警戒が必要です。

(3) 犯罪状況

ア モルディブ国内に存在しているギャング組織が、違法薬物の密輸入や売買などを行い、違法薬物の蔓延を助長しているとされています。

イ 空き巣、置き引き、ひったくりなどの一般犯罪が発生しており、注意が必要です。

3 防犯のための具体的な注意事項

モルディブの場合、首都マレ市など都市部、住民島、リゾート島のいずれに居住するかによって住環境が異なります。

ここではマレ市など都市部での居住を想定した防犯対策について説明します。なお、いずれの場合も、火事など緊急時の避難経路の確認を十分に行ってください。

(1) 住居選択の際の一般的注意事項

ア 選定地域の治安状況等を確認する。

- ・大通りに近い、治安の良好な場所を選定。
- ・政府要人の建物、軍・警察関係施設、重要経済施設、モスク等人の多く集まる所はできるだけ避ける。

イ 住居の安全性を確認する。

- ・建物の出入口（裏口を含む）の警備・管理（オートロック等）がしっかりなされている。
- ・外部からの侵入を防ぐため、上層階が好ましいが、隣接するビルから屋根やベランダを伝って侵入できそうな物件は避ける。
- ・防火設備や非常階段がない建物への入居は避ける。

(2) 外出時の注意事項

ア ひったくり

オートバイを利用したひったくり事件が発生しています。特にハンドバッグやスマートフォンが狙われる可能性がありますので、注意が必要です。

〈対策〉

- 人通りの少ない路地や、深夜・早朝の歩行は避ける。
- バッグ等は車道側に持たない。
- 歩きスマホなど、注意散漫な状態で出かけない。
- 同じ時間に同じ経路を使うといった予測されやすいパターン化された行動を避ける。

イ スリ、置き引き

混雑した場所やビーチなどでスリ・置き引き事件が発生しています。

〈対策〉

- 支払い以外の場面で、現金や財布を見せない。
- 身体を押されたり、触られたりしたら、すぐに所持品を確認する。
- 手荷物から目を離さない。

ウ 窃盗（空き巣）

外出中に、自宅の現金や電化製品（スマートフォン、パソコン等）が盗まれる空

き巢事件が発生しています。過去に、在留邦人宅に何者かが侵入し、現金、家財道具、パスポート等が盗まれたケースがあります。

〈対策〉

- 前述の〈住居選定の際の注意事項〉を参照。

エ 強盗、殺人及び脅迫

人通りの少ない路地などで、刃物を使って金品を脅し取る路上強盗事件が発生しています。特に早朝及び深夜などの人通りの少ない時間帯は注意が必要です。

〈対策〉

- 人通りの少ない路地をできるだけ避け、周囲に注意を払う。

〈空き巣・強盗の被害にあった場合〉

- 強盗にあった場合は、抵抗せず身の安全確保を最優先する。
- 空き巣にあった場合は、現場を保存し、直ちに最寄りの警察署に届ける。ビルの警備員が現場を見せるよう要求することもあるが、警察が来るまでは現場に近付けない。なお、盗難保険に加入している場合は、警察への届出が必要。

オ その他

バイクや自転車を対象とした盗難が多発しています。夜間に人通りの少ない所や目の届かない所に駐車することは避けて下さい。バイク等から離れる際は必ず施錠し、前かご等に荷物を置いたままにしないで下さい。

また、夜間に強制わいせつ等が散発的に発生しています。あらかじめ家族等に外出先及び帰宅時間等を知らせ、暗い道での徒歩を避け、帰宅が遅くなった場合は、できるだけ人通りのある大きな道路を通行するようにして下さい。

(3) 生活上の注意事項

ア 風俗・習慣・国民性

国民100%がイスラム教徒（スンニ派）であり、イスラム教の教義に基づいた生活をしており、その風俗・習慣を尊重する必要があります。水着や露出の多い服装で市街地を訪れるのは避けましょう。断食期間（ラマダン）中には、モルディブ人は夜明け前の礼拝時間から日没まで飲食が禁じられているので、日中の飲食に際しては配慮が必要です。アルコール飲料、豚肉等の持ち込みは法律で禁じられています。

イ 隣人や使用人との関係

(a) 隣人と良好な人間関係を維持し、隣人がどういう人物かを知っておくことが有効。なお、隣人との良好な関係は、イスラムにても勧められています。

(b) 最寄りの邦人（知人）宅の位置及び連絡方法を確認する。

ウ 訪問者

(a) 訪問者があっても、直ぐに扉を開けず、覗き窓やインターフォンで確認し、ドアチェーンをかけたままで対応する。

(b) 頼んでもいないのに工事関係者等が来たら、中に入れずに用件、会社名、身分証明書を確認し、更に会社に電話で確認する。

エ 施錠

(a) 外出時及び夜間就寝時には、確実に戸締まりをする習慣をつける。

(b) 自宅の鍵は本人か家族が管理し、使用人や警備員には絶対任せない。

(c) 外出の際は、主寝室はもちろん、貴重品を保管している引き出しの鍵も必ずかける。

オ 写真撮影

警察、軍施設等周辺は、写真撮影の禁止区域となっているので、注意が必要。

(4) デモ活動への注意喚起

デモや抗議集会などが行われることがあります。警察との衝突や過激化することもありますので、周辺にはむやみに近づかないよう安全に十分注意してください。

4 テロ・誘拐対策

(1) テロ対策

2020年には、フルマレ島で外国人3名が襲撃されるテロ事件や、アリフダール環礁で警察のスピードボート等が炎上するテロ事件が発生し、2021年には、マレ市内で元大統領を狙った爆破暗殺未遂事件が発生しました。また、2022年には、マレ市内で行われたイベントにおいて襲撃事件が発生し、多くの逮捕者がでるとともに、アッドゥ環礁及びカーフ環礁では、爆弾テロを計画したとして多数の逮捕者がでています。

テロはどこでも起こり得ること、日本人も標的となり得ることを十分に認識し、テロ・誘拐に巻き込まれることがないように、「たびレジ」、海外安全ホームページ、報道等により最新の治安情報の入手に努め、状況に応じて適切かつ十分な安全対策を講じるよう心掛けてください。

(2) 誘拐対策

当国では、これまでに邦人を対象にした身代金目的等の誘拐事件が発生したことはありませんが、以下のことに留意して注意を怠らないようにしてください。

ア 対策

●風俗、習慣、宗教感情に配慮して言動には十分注意する。

●住居等に入出入りする時が誘拐・襲撃に最も遭いやすいので、建物へ入出入りする際は、周りに怪しい人物や車がないかチェックする。

- 深夜や早朝の外出はできる限り控える。外出の際は家族や知人に行動予定を知らせ、なるべく複数人で行動する。
- 単身赴任の場合、当地の友人や日本の家族等に定期的に連絡する。
- 不審な電話があった場合には、警察、友人、同僚等に電話の内容を通知する。

イ 万が一が一人質となった場合

- 絶対に抵抗せず、自分の命を最優先に行動する。
- 捕らわれて孤独な状況に置かれても、警察、関係者、家族等の多くの人々が一体となって救出努力をしていることを忘れず、冷静沈着を心掛け、常に情勢を有利に導くよう努力する。
- 犯人の指示にできるだけ従い、挑発したり、刺激したりしないよう言動に気を付ける。

5 違法薬物事件等に対する警戒

近年、海外で日本人が麻薬や覚せい剤などの違法薬物の密輸に関与して拘束され、死刑を含め重い刑罰を受ける事案が報告されています。

その中には、軽い気持ちで荷物の運搬を引き受け、知らないうちに違法薬物の運び屋にされ、空港において逮捕される事案もあります。

当国でも違法薬物の蔓延が重大な社会問題となっており、警察もその撲滅に力を入れています。マレ市内で違法薬物の売人とお茶をしていただけで、売人とともに警察に連行された外国人もいます。

このような状況を理解し、違法薬物を所持しないことはもちろん、違法薬物の売人・使用者とは接触しないように注意して下さい。もし他人から「この荷物を日本の友人に渡して欲しい」等の依頼があった場合、十分に注意し、違法薬物の密輸に巻き込まれないようにしてください。

6 交通事情と事故対策

(1) 道路状況

マレ市は全般的に道路が狭い上に路上駐車が多く、ブロック舗装で状態が良くないので、歩行の際は十分な注意が必要です。また、建設中の建物と歩道の間十分な間隔がとられていない場合が多いので、落下物等にも注意が必要です。

(2) 車・バイクの走行

マレ市など、車やバイクが走行している島では、タクシーも含め歩道に乗り上げながら運転すると言った乱暴な運転も見られます。特に夜間や早朝は乱暴な運転の車やバイクが増える傾向にあり、死亡・重傷事故も増加していますので十分な注意が必要です。また、交差点ではレーンに関係なくバイクが右左折することがありますので、周囲を十分に確認してください。

マレ、空港、フルマレ間を繋ぐ橋をバイクで走行する際は、ヘルメットの着用が義務づけられていますので、必ずヘルメットを着用するとともに、安全運転に努め

てください。

(3) 船舶事故

モルディブでは船も重要な交通機関ですが、その運航は天候に大きく左右され、悪天候下での転覆事故等が発生しています。悪天候の際は乗船を見合わせる等の安全措置を執るようしてください。また、乗船の際には必ずライフジャケットを着用しましょう。

7 水難事故

マリンスポーツ・スクーバダイビング等での水難事故が発生しています。これらのスポーツを楽しむ際には無理をせず、前日から十分な休息を取り、体調管理に努めてください。

特に、シュノーケリング、スクーバダイビングにおいて、旅行者の死亡事案が発生しています。インストラクターの指示に従い、飲酒時の遊泳を避けるなど十分に注意してください。

また、スクーバダイビングにおいて、減圧症（潜水病）の症状により緊急搬送される事案も増加しています。当地で減圧症の治療を受けることは可能ですが、治療費は高額なものとなりますので、これらスポーツをお楽しみの際は、十分な海外旅行保険への加入をお勧めします。

8 緊急時に役立つ簡単な現地語

マレ市など都市部では、現地語（ディベヒ語）とともに、英語も良く通じます。

※ 簡単な緊急時の現地語表現

| | |
|-----------|--|
| 泥棒 | vagu（ヴァグ） 2～3回繰り返して「ヴァグ、ヴァグ、ヴァグ」と言う。 |
| 助けて！ | Ehee vey!（エヒーヴェー） |
| 警察 | fuluhun（フルフン）（または、英語のPoliceで通じます） |
| パトカー | fulhunge kaaru（フルフンゲー・カール） （または、英語のpolice carで通じます） |
| 警察を呼んでくれ！ | Gulhaa fuluhunnah. |
| 救急車 | 英語のAmbulance（アンビュランス）を使います。 |
| 火事だ！ | Alifaan!（アリファーン） |

Ⅲ 在留邦人用緊急事態対処マニュアル

〈内乱、暴動、大規模自然災害等に備えた心得〉

万一、内乱、暴動、大規模自然災害等（以下「内乱等」という）の緊急事態が発生した際には、大使館は全力でその対応に当たります。同時に在留邦人の皆様におかれても、平素から自己の安全対策に万全を期する努力をしていただくことが大切です。

大使館では、緊急時に在留邦人の皆様が的確かつ迅速に対応できるよう、以下のとおり平素の心構えと必要な準備及び緊急時の行動について必要な諸点をまとめました。

在留邦人の皆様は本マニュアルを参考に、緊急時に落ち着いて対処するよう心掛けて下さい。

- 退避時には「緊急時における携行品等」を携行してください。
- 日頃から、このマニュアルに定期的に目を通してください。

1. 平素の心構え・準備

(1) 連絡体制の整備

ア 外国に住所又は居所を定めて3か月以上滞在する日本人は、「在留届」を提出することが法律で義務付けられていますので、速やかなご提出をお願いします。

イ 緊急事態発生の際には、当大使館から在留届で登録頂いたメールアドレスや電話を通じて情報を提供します。また、必要に応じ退避要領等を連絡します。

ウ 在留届の連絡先等に変更があった場合には、速やかに在留届電子届出システム〈ORRnet〉 (<https://www.ezairyu.mofa.go.jp/>) で変更するか、在モルディブ日本国大使館にご連絡下さい。また、帰国される場合には、帰国届を提出して下さい。

エ 緊急事態はいつ起こるとも限りません。緊急事態に備え、家族間及び職場内の緊急連絡方法につき決めておき、お互いに所在を確認できるようにして下さい。

(2) 一時避難場所及び緊急時退避先

ア 一時避難場所の検討

内乱等の場合は、巻き込まれないよう、常に周囲の状況に注意を払い、情報を収集し、危険な場所に近付かないことを心掛けてください。緊急の際のとりあえずの避難場所（知人の家など外部との連絡が可能な場所が望ましい）を日頃から検討しておいてください。

イ 緊急時退避先等

大使館から、緊急事態発生時の状況に応じて、退避先への集結を勧告することがあります。一方、地方の住民島に居住する在留邦人については、まずは地方行政機関の指示に従ってください。

(3) 緊急時における携行品等、非常用物資の準備

ア 旅券、現金、医薬品等最低限必要なものは、直ちに持ち出せるよう予めまとめて保管しておいてください。

イ 緊急時には一定期間自宅での待機も予想されますので、非常用食料、飲料水、医薬品、燃料等を、目安として約10日分準備しておくことをお勧めします（IV資料〈緊急事態に備えてのチェックリスト〉を参照）。

2 緊急時の行動

(1) 心構え

緊急事態が発生し、または発生するおそれのある場合に、当大使館は所要の情報収集及び情勢判断を行い、緊急連絡網、領事メール、外務省海外安全ホームページ等を通じ、随時最新状況を通報します。平静を保ち、デマに惑わされたり、群集心理に巻き込まれることのないよう注意してください。

(2) 情勢の把握

ア 当館からの連絡は、原則として在留届及びたびレジに登録されたメールアドレス宛てのEメールによる一斉通報等により随時通報します。

イ 緊急事態が発生した際は、現地・海外報道、衛星テレビ放送等による情報収集を各自心掛けてください。

(3) 大使館への通報等

ア 緊急事態が発生した場合は、大使館から在留邦人の皆様に安否確認等の電話連絡を行いますが、自らも積極的に大使館に安否をご連絡下さいますようお願いいたします。

イ 緊急事態においては、助け合いが大変重要になります。大使館からも在留邦人の皆様に種々の助力をお願いするかもしれませんが、ご協力のほどよろしくお願い致します。特に現地情報は、他の在留邦人の方の貴重な情報となりますので、随時大使館に通報して下さい。

(4) 国外への退避

ア 事態が悪化し、各自又は会社等の判断により自発的に、あるいは大使館の勧告により帰国又は第三国へ避難する場合は、その旨を大使館に通報して下さい。

大使館への連絡が困難な場合は、日本の外務省（03-3580-3311）の海外邦人安

全課または南西アジア課へご連絡下さい。

イ 大使館が「退避勧告」を出した場合、一般商業便が運航している間は、それを使って可能な限り早急に国外へ退避することとし、便名等を大使館にご連絡下さい。一般商業便が運航中止となった場合や満席で予約が取れない場合には、大使館の指示に従って下さい。臨時便やチャーター便、または海上ルートを利用して退避が必要となることもあります。

ウ 事態が切迫し、大使館から退避又は避難のための集合を勧告された場合には、指定された緊急避難先に集合してください。その際、暫くの間、同避難先で待機する必要がある場合も想定されますので、可能であれば非常用物資（IV資料〈緊急事態に備えてのチェックリスト〉参照）を持参するようお願いします。

エ 一方、緊急時には自分及び家族の生命・身体の安全を第一に考え、その他の携行荷物は最小限にして下さい。

IV 資料

〈緊急事態に備えてのチェックリスト〉

(1) 旅券等

- ア 旅券は、常時6か月以上の残存有効期間があることを確認しておいてください（6か月以下の場合は、大使館に切替発給の申請をして下さい。）
- イ 旅券の最終頁の緊急連絡先等の欄はもれなく記載しておいてください。下段に血液型を記入することもお勧めします。
- ウ 当国における滞在査証等は常に有効なものとしておくことが必要です。

(2) 現金、貴金属、預金通帳等の有価証券、クレジット・カード

- ア これらは、旅券同様すぐ持ち出せるよう保管してください。
- イ 現金は家族全員が最低限10日間程度生活できる程度の外貨及び当座のための現地通貨を予め用意しておくことをお勧めします。

(3) 独自の移動手段の確保

移動手段を持っていない人は、それを持っている人と平素から連絡をとり、必要な場合に同乗できるよう相談しておいてください。

(4) 携行品の準備

避難場所への移動を必要とする事態に備え、上記に加え次の携行品を準備しておいてください。

| |
|--|
| 衣類・着替え、履物、洗面用具、非常用糧食（缶詰類、インスタント食品、粉ミルク等の保存食、ミネラルウォーター等）、医薬品等（常用薬、常備薬、衛生綿、包帯、絆創膏等）、ラジオ（電池の予備）、懐中電灯（電池の予備）、ライター、ろうそく、マッチ、ナイフ、缶切り、栓抜き、紙製食器、割り箸、固形燃料、簡単な炊事用具、可能ならヘルメット又は防災頭巾（応急には椅子用クッション） |
|--|

その他気づいたものがあれば、忘れないうちにすぐに準備をしておいてください。常日頃の準備が肝要です。

〈緊急時連絡先リスト（モルディブ）〉

モルディブの国番号（960）

| 日本国政府 | |
|--------------------------------------|--|
| 在モルディブ日本国大使館 | 電話 330-0087 FAX 330-0065 上記が不通の場合は 778-8471 または 778-8492 E-mail: ryoujimal@mo.mofa.go.jp |
| 外務省(海外邦人安全課、南西アジア課) | (代表) 03-3580-3311 |
| ホテル | |
| ムーカイ - Mookai Hotel | 333-8811 |
| ジェン - Hotel Jen | 330-0888 |
| サマセット - The Somerset Hotel | 300-9090 |
| マーギリ - Maagiri Hotel | 331-8484 |
| (空港島)フルレ・アイランド - Hulhule Island Hote | 333-0888 |
| 航空会社 | |
| マレ国際空港 フライト・インフォメーション | 332-2211 |
| スリランカ航空 - UL | 333-3668 |
| シンガポール航空 - SQ | 331-0031 |
| カタール航空 - QR | 333-4777 |
| エミレーツ航空 - EK | 331-5465 |
| 病院 | |
| インディラ・ガーンディー・メモリアル病院 - IGMH | 333-5335 |
| ツリー・トップ病院 - TREE TOP Hospital | 335-1610 |
| エー・ディー・ケー病院 - ADK Hospital | 331-3553 |
| その他 | |
| モルディブ外務省 | 332-3400 (FAX 332-3841) |
| 警察 | 119 |
| 消防 | 118 |
| 救急車 | 102 |

在モルディブ日本国大使館 <http://www.mv.emb-japan.go.jp/>

外務省海外安全ホームページ <http://www.anzen.mofa.go.jp/>